

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧要綱

(目的)

第1条 この二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧要綱（以下「閲覧要綱」という。）は、公益社団法人鹿児島県建築士会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条の20第1項の規定に基づく都道府県指定登録機関として、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務（以下「閲覧事務」という。）に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。

(名簿閲覧所の設置)

第2条 名簿の閲覧所は、鹿児島県指定登録機関登録等事務規程（以下「規程」という。）第5条に規定する事務所（以下「事務所」という。）に設置するものとする。

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日並びに土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 12月29日から翌年の1月4日までの日（前各号に掲げる日を除く。）
 - 四 前3号に掲げるもののほか、本会の業務等で本会事務局職員（以下「職員」という。）が不在となる日。この場合において、本会はその旨を閲覧所に掲示するものとする。
- 2 名簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時まで並びに本会の業務等で職員が不在となる時間を除く。）とする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、鹿児島県知事登録の二級建築士又は木造建築士に関し、次に掲げる登録事項を対象とするものとする。

氏名、生年月日、性別、登録番号、登録年月日、二級建築士及び木造建築士試験合格年月・合格番号、処分履歴、法定講習終了年月日・終了番号

(閲覧申請)

第5条 本会は、名簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧申請書（別記第7号様式）に所定の事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧上の注意)

第6条 図書を閲覧する者は、閲覧の事務を担当する職員から指示された場所で閲覧しなければならない。

2 図書は閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧方法)

第7条 閲覧申請者は、本会に備える閲覧用の「建築士・事務所登録閲覧システム」を用いて閲覧するものとする。

(名簿の撮影及び転写の禁止)

第8条 閲覧者は、名簿及びこれに関する書面等を複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第9条 本会は、名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 二 この規程に違反し、又は職員の指示に従わないとき。
- 三 図書を汚損し若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者。

(閲覧後の査閲)

第10条 図書の閲覧が終わった者は、当該図書について職員の査閲を受けなければならない。

(その他)

第11条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。